

認知症対応型共同生活介護事業所への運営指導で「改善を要する」と指摘された事項について ～令和 5 年度 認知症対応型共同生活介護事業所 10 件での運営指導の結果から～

令和 5 年度に豊島区が実施した運営指導において、認知症対応型共同生活介護事業所に対する結果通知に記載された指摘事項について、日時年月や個人情報、事業所名などは削除したうえで、ほぼすべての指摘内容をここに記載しています。このことから、同じ指摘内容が繰り返し出てくるがありますが、ご容赦ください。

1 年間のみのデータですが、認知症対応型共同生活介護を実施していく上で、陥りやすい点が、多くの事業所に共通しているところもあったように見受けられます。

なお、指摘の内容が、どこの事業所が指摘されたものかなど、特定するような行為はご遠慮ください。

※注意※ 令和 6 年度改正以前の運営指導での指摘事項となります。改正内容は反映されておりません。

令和 7 年 2 月

豊島区 福祉部 介護保険課
事業者指導・監査グループ

根拠について

根拠規定については、次の標記となります。

「法」:介護保険法(平成9年 12 月 17 日法律第 123 号)

「則」:介護保険法施行規則(平成 11 年3月 31 日厚生省令第 36 号)

「区条例」:豊島区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等の基準に関する条例(平成 25 年3月 25 日条例第 12 号)

「区規則」:豊島区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等の基準に関する条例施行規則(平成 25 年3月 25 日規則第 20 号)

「施行要領」:豊島区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等の基準に関する条例及び豊島区指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備、運営等及び指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行要領(平成 27 年9月 16 日 27 豊保発第 1642 号)

「告示」:指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成 18 年3月 14 日厚生労働省告示第 126 号)

「留意事項」:指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成 18 年3月 31 日老計発第 0331005 号・老振発第 0331005 号・老老発第 0331018 号)

指摘事項

○人員に関する基準

従業者の員数

区条例第 111 条第1項、施行要領第三の五の2(1)②イ

指定認知症対応型共同生活介護の事業を行う者(以下「指定認知症対応型共同生活介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定認知症対応型共同生活介護事業所」という。)ごとに置くべき指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たる従業者(以下「介護従業者」という。)の員数は、当該事業所を構成する共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たる介護従業者を、常勤換算方法で、当該共同生活住居の利用者(当該指定認知症対応型共同生活介護事業者が指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者(豊島区指定地域密着型介護予防サービス基準条例第 72 条第1項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者をいう。以下同じ。))の指定を併せて受け、かつ、指定認知症対応型共同生活介護の事業と指定介護予防認知症対応型共同生活介護(豊島区指定地域密着型介護予防サービス基準条例第 71 条に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護をいう。以下同じ。))の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護の利用者。以下この条及び第 114 条において同じ。)の数が3又はその端数を増すごとに1以上とするほか、夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務(夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務(宿直勤務を除く。))をいう。以下この項において同じ。)を行わせるために必要な数以上とする。ただし、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の有する共同生活住居の数が3である場合において、当該共同生活住居がすべて同一の階において隣接し、介護従業者が円滑な利用者の状況把握及び速やかな対応を行うことが可能な構造である場合であって、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者による安全対策が講じられ、利用者の安全性が確保されていると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯に指定認知症対応型共同生活介護事業所ごとに置くべき介護従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯を通じて2以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な数以上とすることができる。

- 管理者・計画作成担当者・介護従業者の連続勤務があり、職員数が不足していました。勤務実績を確認したところ、就業規則で設定された週の勤務時間数を超え、労働関係法令に触れる不適切な連続勤務状態が見られました。

○運営に関する基準

入退居

区条例第 115 条第 2 項、施行要領第三の五の 4(1)

指定認知症対応型共同生活介護事業者は、入居申込者の入居に際しては、主治の医師の診断書等により当該入居申込者が認知症である者であることの確認をしなければならない。

- 入居に際し医師の診断書等により当該入所者が認知症であるか確認していませんでした。

サービスの提供の記録

区条例第 116 条第 1 項、施行要領第三の五の 4(2)①

指定認知症対応型共同生活介護事業者は、入居に際しては入居の年月日及び入居している共同生活住居の名称を、退居に際しては退居の年月日を、利用者の被保険者証に記載しなければならない。

- 入居に際して利用者の被保険者証に、入居の年月日及び入居している共同生活住居の名称を記載していませんでした。

区条例第 116 条第 2 項、施行要領第三の五の 4(2)②

指定認知症対応型共同生活介護事業者は、指定認知症対応型共同生活介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。

●提供した具体的なサービスの内容等の記録が不十分でした。援助内容(食事、排泄、入浴、体操、家事等)の記録はありましたが、利用者の状況の記録がありませんでした。

指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針

区条例第 118 条第 3 項、施行要領第三の五の 4(4)

指定認知症対応型共同生活介護は、認知症対応型共同生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。

●認知症対応型共同生活介護計画に基づいた認知症対応型共同生活介護が行われていませんでした。

●認知症対応型共同生活介護計画に基づいてサービスの提供を行っているか確認できませんでした。認知症対応型共同生活介護計画に位置付けられている「レク参加」「植木への水あげ」「洗濯たたみ」「食器拭き」について、介護記録を確認したところ、「レク参加」は 1 回のみ、「役割」については、実施した記録が確認できませんでした。

認知症対応型共同生活介護計画の作成

区条例第 119 条第 3 項、施行要領第三の五の 4(5)3

計画作成担当者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の介護従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型共同生活介護計画を作成しなければならない。

- 利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、認知症対応型共同生活介護計画を作成していたか確認ができませんでした。認知症対応型共同生活介護計画作成にあたり、アセスメントの記録が確認できませんでした。

- 利用者の心身の状況、希望及び置かれている環境を踏まえて(アセスメントを実施して)、認知症対応型共同生活介護計画を作成しているか記録上確認ができませんでした。

- 利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえずに、認知症対応型共同生活介護計画を作成していました。認知症対応型共同生活介護計画について、計画作成後にアセスメントを実施していました。

- 利用者の心身の状況を踏まえて、認知症対応型共同生活介護計画が作成されているか確認ができませんでした。認知症対応型共同生活介護計画の作成にあたり実施されたアセスメントは、初回アセスメントと同一の用紙に区別がつかない状態で記載されており、利用者の心身の状況を把握・分析しているか確認ができませんでした。

- 利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、認知症対応型共同生活介護計画を作成していたか確認ができませんでした。認知症対応型共同生活介護計画の作成にあたり、当該計画には歩行器の使用が位置付けられていましたが、同日に実施されたアセスメントの「移乗・移動用具」の項目には記載がありませんでした。

- アセスメントの結果の記録が不十分なため、利用者の心身の状況を踏まえて、認知症対応型共同生活介護計画を作成しているか確認ができませんでした。認知症対応型共同生活介護計画に「胸痛訴えある時はニトロペン服用」と記載がありますが、アセスメントの特記事項等には胸痛や服用に関する記載がありませんでした。

- アセスメントの結果の記録が不十分なため、利用者の心身の状況を踏まえて、認知症対応型共同生活介護計画を作成しているか確認ができませんでした。認知症対応型共同生活介護計画に「食事の摂取量を把握し体重管理」、サービス内容:「毎日の食事摂取量を把握し記録」「食べにくい繊維質的なもの硬いものは細かく切る」「毎日エンシュア 1 缶」と記載がありますが、アセスメントには「食事量:少ない」「食欲:なし」と記載があるのみで、食事の留意事項や解決すべき問題状況の記載がありませんでした。

- 利用者の心身の状況、希望及び置かれている環境の把握が不十分なまま、認知症対応型共同生活介護計

画を作成していました。認知症対応型共同生活介護計画に「入浴」を位置付けていますが、アセスメントは「入浴：一部介助」の記載のみのため、サービスが必要である状況（心身の状況等）を把握するには不十分でした。

●利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、認知症対応型共同生活介護計画を作成していたか確認ができませんでした。認知症対応型共同生活介護計画の作成にあたり、同日に実施されたアセスメントでは「洗髪」「洗身」において一部介助が選択されていましたが、当該計画には位置付けられていませんでした。

●認知症対応型共同生活介護計画の作成が遅れていました。要介護更新認定に際し、認知症対応型共同生活介護計画の作成が遅れていました。

●認知症対応型共同生活介護計画の作成が遅れていました。入居に際し、認知症対応型共同生活介護計画の作成が遅れていました。

●適切な時期に認知症対応型共同生活介護計画を作成していませんでした。

●認知症対応型共同生活介護計画の具体的なサービスの内容が不十分でした。認知症対応型共同生活介護計画において、「短期目標：下肢筋力の低下を防ぎ無理なく過ごすことができる」に対して「サービス内容：無理のないところで身体を動かす」のみの記載でした。

●他の介護従業者と協議の上、認知症対応型共同生活介護計画を作成していませんでした。

計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

- 認知症対応型共同生活介護計画の作成にあたり、利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ていたか記録上確認ができませんでした。

- 認知症対応型共同生活介護計画の内容について、利用者の同意を得ているか記録上確認できませんでした。

- 認知症対応型共同生活介護計画の作成にあたり、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ていたか確認ができませんでした。

- 認知症対応型共同生活介護計画の作成にあたり、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得るのが遅れていました。

- 認知症対応型共同生活介護計画の内容について、利用者の同意を得るのが遅れていました。

- 認知症対応型共同生活介護計画の内容について、利用者の同意ではなく、家族の同意を得ていました。

- 認知症対応型共同生活介護計画の内容について利用者の同意を得ていませんでした。認知症対応型共同生活介護計画の同意欄には家族の署名のみ記載されていました。

区条例第 119 条第 5 項、施行要領第三の五の 4(5)3

計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護計画を作成した際には、当該認知症対応型共同生活介護計画を利用者に交付しなければならない。

- 認知症対応型共同生活介護計画を利用者に交付していませんでした。
- 認知症対応型共同生活介護計画を作成した際に、当該計画を利用者に交付していたか確認できませんでした。認知症対応型共同生活介護計画の作成に際して、交付が行われた記録が確認できませんでした。
- 認知症対応型共同生活介護計画を利用者に交付しているか記録上確認できませんでした。

計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護計画の作成後においても、他の介護従業者及び利用者が認知症対応型共同生活介護計画に基づき利用する他の指定居宅サービス等を行う者との連絡を継続的に行うことにより、認知症対応型共同生活介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて認知症対応型共同生活介護計画の変更を行うものとする。

- 認知症対応型共同生活介護計画の作成後、実施状況の把握が行われていたか確認できませんでした。
- 認知症対応型共同生活介護計画の実施状況の把握を行っているか記録上確認できませんでした。認知症対応型共同生活介護計画において、モニタリング表の「前回との対比、今後の方針・対応策、コメント」欄に記載がなく、実施状況の把握に関する記載もありませんでした。
- 認知症対応型共同生活介護計画の実施状況の把握を行っていませんでした。提出された書類に記録がなく、計画作成担当者及び管理者への聞き取り、PC のデータからも確認できませんでした。
- 認知症対応型共同生活介護計画の実施状況の把握を行っているか記録上確認できませんでした。入浴や役割(洗濯たたみ、食器洗い、鉢植えの水やり等)がどの程度実施されているのか具体的な記載がありませんでした。
- 必要に応じて認知症対応型共同生活介護計画の変更を行っていませんでした。認知症対応型共同生活介護計画において、計画に位置付けたサービスの内容に変更が生じていましたが、変更となった部分を手書きで追記するのみで、計画を変更していませんでした。

○介護給付費の算定及び取扱い

告示別表 5 注 7、留意事項第 2 の 6(6)

利用者が入院したときの費用の算定

- 1 回の入院で月を跨る場合に、連続していない日付で入院時の費用を算定していました。

以上